

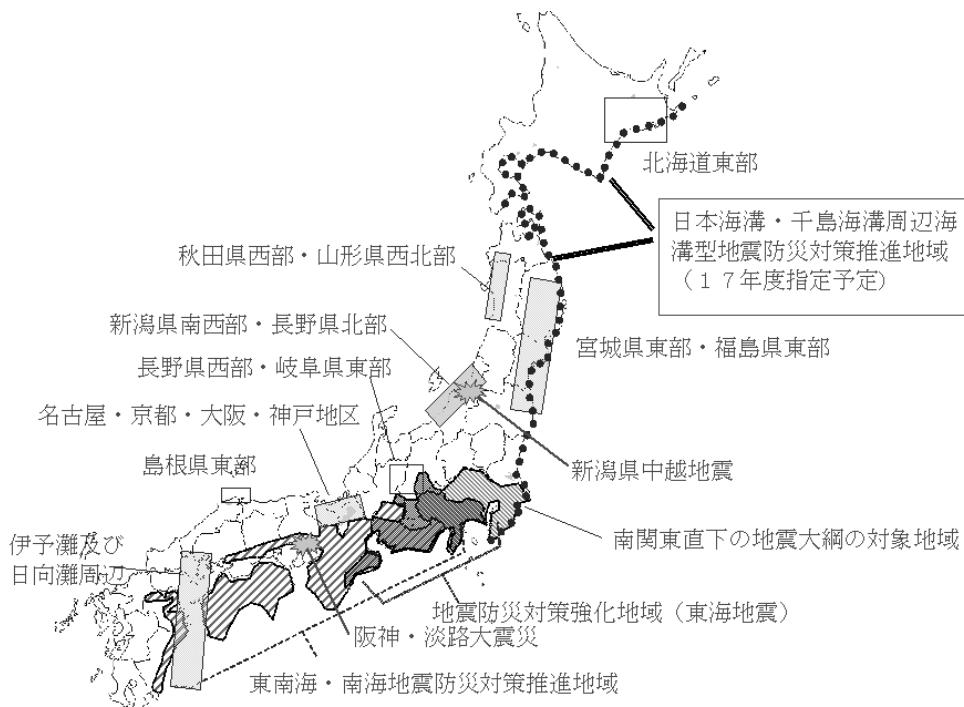
4. 住宅・建築物ストックの活用・再生

国費 38億円

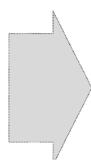
(1) 住宅・建築物の耐震改修等の総合的な支援

地域住宅交付金（再掲）により、地方公共団体が自主性と創意工夫に基づき実施する住宅の耐震改修等の支援事業に対する助成を行う。

また、大規模地震発生の危険性が特に高い地域においては、住宅と非住宅、耐震診断と耐震改修等に分かれている4つの補助制度を一元化し、地方公共団体が住宅と非住宅、診断と改修等の間で柔軟に使える制度に改める。さらに、補助対象地域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を追加する。



	住 宅	非 住 宅
診 断	公共住宅等供給効率化事業	市街地再開発事業 等
改 修	住宅市街地総合整備事業	耐震型優良建築物等整備事業



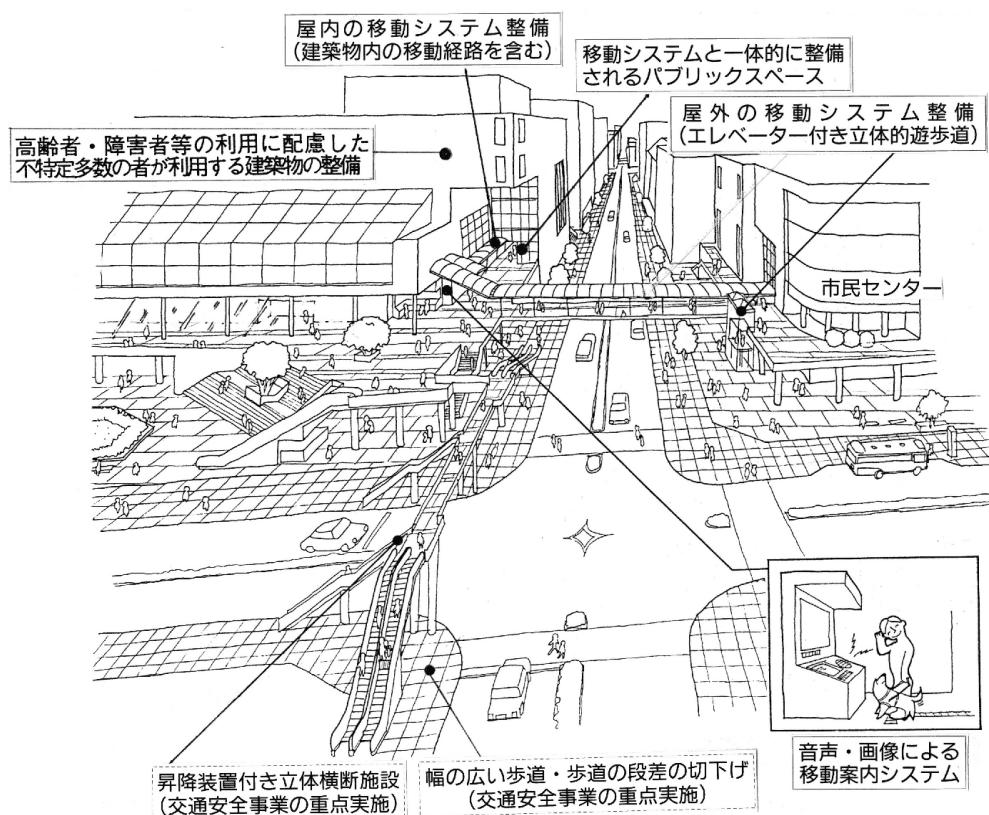
**住宅・建築物
耐震改修等事業
(補助金制度の一元化)**

(2) バリアフリー化の推進

高齢者等に配慮したまちづくりを推進するため、交通バリアフリー法に基づく計画等に従って、人にやさしいまちづくり事業による移動システム等の整備を積極的に推進する。

※移動システム等…動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びそれらと一体的に整備される公衆のために公開された空間(広場、空地等)

<人にやさしいまちづくり事業>



(3) 環境問題等に対応するための先導的技術開発及び普及の支援

環境問題等の住宅政策上緊急に対応すべき政策課題について、先導的技術の導入により効果的に対応するため、民間事業者等で構成されるコンソーシアムから技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行い、当該技術の開発とそれを用いた住宅供給の促進を図る。

<事業フロー>

■事業採択

- ① 対象テーマ、達成目標等の諸条件を明示して、技術開発提案を公募。
対象テーマ
 - a) 住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発
 - b) 住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発
 - c) 住宅等の耐震性の向上に資する技術開発
- ② 応募者は、技術開発内容、達成目標等について具体的に提案。
(応募者は複数の民間事業者等から構成されるコンソーシアムに限定)
- ③ 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。



■事業実施

- ④ 採択された者に対して、国は、技術開発等に要する費用の1／2を補助。
(限度額 国費 1.8億円／年・件、3年以内)



■事業評価

- ⑤ 事業主体は年度末に技術開発の成果を報告し、審査委員会において達成度等を評価。
(成果及びその評価については、広く公表。)



■事後フォロー

- ⑥ 事業主体は、事業終了後一定期間は、成果の実用化及び普及の状況について報告。